

事業系一般廃棄物に係る指定袋収納義務除外申請書

記入例

(布切れの場合)

神戸市長 宛

提出日を記入します。 年 月 日

氏名欄には事業所名(商号、
屋号)及び代表者の役職名・
氏名を記入してください。

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
住所 **神戸市中央区磯上通7-1-5**

氏名 **株式会社 神戸市
代表取締役 神戸太郎**
電話番号 **078-000-0001** FAX番号 **078-000-0002**
担当者氏名 **環境清子**

受	付	日

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第10条の3の規定により指定された袋に
収納することなく事業系一般廃棄物を搬入したいので、同条例第21条第1項の承認に係る申請をします。

複数選択可です。

※太線内の全ての項目に記入して下さい。

搬入先 (該当するものに○を)	東 港島 新藻島 落合 西 ()			
搬入年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 (○) ~ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 (○)			
廃棄物所有者 申請(搬入)者 と必ず同じにな ります。	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所 在地)	神戸市中央区磯上通7-1-5		
	氏名 (法人にあつては、代表者の 氏名)	(会社名) (代表者氏名) 株式会社 神戸市 代表取締役 神戸太郎		
	電話番号	078-000-0001		
	FAX番号	078-000-0002		
廃棄物の種類 、 状態等	搬入する廃棄物の種類 (該当するものに○を)	1. 剪定枝葉 2. 布切れ 3. 1回あたりのおおよそ の量を記入してください。)		
	搬入する廃棄物の量 (1回あたりの分量)	3,000 kg程度 又は 箱程度 又は t車 台分程度		
	廃棄物の発生場所	神戸市中央区○○○ 自社倉庫		
	廃棄物の発生理由 (※具体的に)	保存期間経過のため。 可能な範囲で具体的 に記入してください。		
搬入車両番号(ナンバープレート) (複数台になる場合は別紙で記載)	地名(陸運支局等)	分類番号	用途(かな)	一連指定番号
	神戸	333	あ	9999
指定袋に収納しない理由 (該当するものに○を)	1	規則第3条の2第2号に該当するため(別紙をその区分に属するものだけで多量に搬入する) 【例】剪定枝葉		
	2	規則第3条の2第3号に該当するため(搬入処理のために指定袋への収納が不可) 【例】道路機械清掃ごみ		
	3	規則第3条の2第4号に該当する があるため) 【例】機密文書		

複数の車両を使用する場合は、「別紙の
とおりに」と記し、全車両番号を記した別紙
を添付してください。
必要な場合は、承認通知書をコピーして
各車両に備え付けてください。

レンタカー等、搬入車両が申請時に未定
の場合は、「○○により未定」と記し、判
明次第、電話連絡をしてください。

承認通知書

同条例第21条第1項の規定により、下記の通り承認する。なお、搬入に際しては同条例第10条第3項の規定を遵守するとともに、申請書に下記の搬入条件等を遵守すること。

- ・本承認は、申請書に記載の事項に従って搬入すること。

月 日(土日祝除く)に限り承認する。

神戸市処理欄

**業務課の窓口、郵便(切手付き返信用封筒が必要)での受付の場合、
申請書は、搬入日の3営業日前(郵送の場合は
1週間前)(土日祝・12/29~1/3を除く)までに当
課へ到着するようご提出ください。**

(留意事項) ① 承認を受けてください。
② 上記申請内容と異なることが判明した場合、搬入基準外の搬入が判明した場合、承認書を他の廃棄物の搬入に
使用する等、不正が明らかになった場合には、同条例第21条第3項の規定に基づき、この承認を取り消し、また、受け入れ
を拒否することがあります。

(窓 口) 神戸市環境局業務課 TEL: 078-595-6184 FAX: 078-595-6250

布切れの事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分について

布切れは、化学繊維のものと天然繊維のものとがあり、基本的には化学繊維のものは廃プラスチック類であるので、産業廃棄物として処理し、天然繊維のものは一般廃棄物として市クリーンセンターで受け入れます。

しかしながら、化学繊維には天然素材が原料となっているものがあり、これは全国的にも一般廃棄物として扱っていることから、神戸市においても一般廃棄物として市クリーンセンターで受け入れます。

以下に基本的な取り扱いを記載しますが、これ以外で判断に迷うものについては事業系廃棄物対策室までお問い合わせください。

基本的な取り扱い

「天然素材が原料となる、再生繊維及び半合成繊維については天然繊維であるとし、一般廃棄物として処理する。合成繊維及び無機繊維は素材が天然のものではないので、これは廃プラスチック類として産業廃棄物として処理する。また化学繊維と天然繊維が混ざっている場合、天然繊維が50%以上であれば一般廃棄物として処理し、50%未満であれば産業廃棄物として処理する。」

化学繊維の分類

①再生繊維	セルロース系再生繊維 -レーヨン、キュブラ、ポリノジック	一般廃棄物
	・ビスコースレーヨン(レーヨン) ・銅アンモニアレーヨン(キュブラ)	
②半合成繊維	セルロース系半合成繊維 -アセテート	産業廃棄物
	タンパク質系半合成繊維 -プロミックス	
③合成繊維	ポリエステル系合成繊維	産業廃棄物
	・ポリエチレンテレフタレート (PET)	
	ポリアミド系合成繊維 -ナイロン ・ナイロン(ナイロン-66、ナイロン-6)	
④無機繊維	ガラス繊維	産業廃棄物
	炭素繊維	

一方、上記に関わらず、特定の業種から排出されるものは「繊維くず」であるので、天然素材であっても産業廃棄物として処理することが必要です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第2条第3項

繊維くず

建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。

※布切れについては、昭和46年10月16日環整43号通知により「専ら物(もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物)」すなわち、古繊維として認められている為、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等に処理を委託する方法もあります。